

標準修業年限を超えて計画的な履修を立てることができます。

この制度を利用することにより、標準的な修業年限で修了できず、結果的に留年する場合と比べて経済的な負担を軽減することができます。

出願資格 次のいずれかに該当し、当該課程の標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望した者。

- (1) 職業を有する者
- (2) 出産・育児を行う必要がある者。育児とは、申請者が未就学の子を養育している場合をいう。
- (3) 長期介護を行う必要がある者。
- (4) 身体の障害又は疾病を有している者。
- (5) その他長期履修学生として履修が必要と認められる者。

長期履修を認めることのできる期間

- 博士前期課程にあつては最長4年
- 博士後期課程にあつては最長6年

※在学年限が延長されるわけではありません。

	標準修業年限	長期履修期間	在学年限
博士前期課程	2年	3年・4年	4年
博士後期課程	3年	4年・5年・6年	6年

留意事項

- ・長期履修制度を申請するにあたっては、申請前に希望する指導教員とよく相談し、履修計画を立ててください。入学後の変更は原則認めません。

申請 手続

長期履修を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出

- (1) 長期履修学生申請書（所定様式）
- (2) その他申請資格に該当することを証明する書類（任意様式）

(証明書例)

職業を有する者	在職証明書
出産・育児の場合	母子手帳（写）又は住民票（写）
介護の場合	介護保険被保険者証（写）、要介護認定書（写）、障害者手帳（写）、その他要介護者（等）を証明する書類
障害又は疾病を有する者	障害者手帳（写）、医師の診断書等

申請書類の提出期限

長期履修を希望する者は、杏林大学大学院入学試験の出願資格確認期間中に、出願資格確認書類と共に提出してください。

授業料は標準修業年限の授業料の総額のまま！

長期履修許可年限で除した額が1年間の学費となります。（支払いは半期ごと）

※退学する場合、在学期間に応じて規定する授業料との差額を退学時まで納入

お問い合わせ



杏林大学大学院 保健学研究科・国際協力研究科

教務課(国際協力研究科) E-mail: kenkyuc@ks.kyorin-u.ac.jp

教務課(保健学研究科) E-mail: kenkyuh@ks.kyorin-u.ac.jp

※臨床心理学専攻を志願する方は、kenkyup@ksot.kyorin-u.ac.jp

[井の頭キャンパス] 〒181-8612 東京都三鷹市下連雀 5-4-1

[三鷹キャンパス] 〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2

TEL:0422-47-8000(代)